

外国人従業員を雇用されている事業所の皆様へ 重要なお知らせです！

賦課期日（1月1日）に

住民基本台帳に記録されている外国人住民は、

個人住民税の納税義務者となります！

外国人従業員の退職により、個人住民税に滞納が生じる場合があります。
個人住民税は、前年の所得に応じて課税されるため、退職した月によっては、次の年も納税義務が発生する場合があります。

外国人従業員の退職が生じる場合は、事前にご連絡くださるようお願いいたします。

1、一括徴収（特別徴収） ※今年度の納税について

個人住民税の特別徴収がなされている外国人従業員が退職する場合は、**未徴収税額の一括徴収にご協力をお願いいたします。**

※1～5月の退職の場合、必ず未徴収税額の一括徴収を行うことになっています。

※6～12月の退職の場合、一括徴収するためには外国人労働者の承認が必要となりますが、帰国された場合には納税が困難になると思われまので、各事業所様から一括徴収をご勧奨いただきますようお願いいたします。

2、普通徴収 ※一括徴収できない場合と翌年度の納税について

★1月～5月に退職する場合、前年の所得状況によっては翌年度の住民税が課税される場合があります。

「一括徴収（特別徴収）」以外の個人住民税は、本人が納付する「普通徴収」となります。**帰国により通常の納税は困難になることが想定されますので、納税管理人^{*1}の設定または予納^{*2}の手続きをお願いいたします。**

各事業所様におかれましては、帰国する外国人従業員の納税について、周知と手続きのご支援をよろしくお願いいたします。

※1 税金の納付等を行うための代理人（地方税法第300条）

※2 納税通知書の送達前にあらかじめ納付を申し出ること（地方税法第17条の3）